

争われる「信仰」、介入する「公」

——山口自衛官合祀拒否訴訟・再考——

日本学術振興会 塚田穂高

敗戦後の日本国憲法により、信教の自由は無条件で保障されるとともに、国家と宗教の分離が基本的な制度的枠組としてにわかに整えられた。だがそれによって、ただちに具体的な保障内容や政教分離像についての社会的合意が形成されたわけではない。このような宗教ならびに政教分離についての概念・認識は、戦後70年のなかのさまざまな社会問題・事件を経て継続的に構築・更新され、理解の幅を持ちつつ社会に浸透してきたものであり、その点において社会学的にもきわめて興味深いテーマであると言えよう。

こうした問題に迫る上で、戦後日本の政教分離訴訟の数々は、有効なフィールドの一つである。それらが社会問題化し、法廷で争われ、その経過と結果が社会に伝えられる過程では、当該の現象や施設、行為や状態が（どのような）「宗教」であるのかについて、また宗教と政治・社会とはどのような関係であるべきかについて、多様な立場から議論がなされるためである。

本報告では、戦後日本の政教分離訴訟のなかの一つの重要判例とされてきた山口自衛官合祀拒否訴訟（1973年提訴）——公務中に事故死した自衛官の夫が、遺族である妻の意向を無視して、自衛隊（国）等により宗教法人山口縣護国神社に合祀されたことが、信教の自由を侵害するものかどうか争われた——の事例の再検討を行い、そこにおいて宗教ならびに政教分離についての議論がどう展開し、社会とどのような相互浸透の過程があったのかを解明することを課題とする。主たる資料としては、裁判資料・報道資料等を用いる。

分析の結果、まずは原告となった自衛官の妻側と被告となった自衛隊関係者側との間の、宗教ならびに政教分離についての認識の齟齬から主要な論点を析出することができる。判決としては、一審（1979年）と二審（1982年）では違憲判断、最高裁（1988年）では一転して合憲判断がくだされたが、その過程で「宗教上の人格権」としての「信仰」の内容が激しく争われたのである。

すなわち、クリスチャンの原告は、最も近い遺族として自らの信仰に基づいて故人を悼むことを望み、神道は異なる信仰であるため故人を護国神社に祀られたくはなく、またこの問題が当時のキリスト教会が取り組んでいた靖国神社国家護持反対と国家神道の問題とも連続するものと認識し、主張した。他方、被告側は、原告の信仰は偏狭で特殊なもので、他の遺族らは合祀を望んでいること、護国神社には祀る自由があるとともに、自衛隊として殉職者を顕彰し「公の宗教」である護国神社に祀ることは当然であること、国家神道は戦後存在せず、原告は反靖国闘争に担がれただけであることなどを主張した。

ここには、「祀る自由」と「祀られない自由」の対立、信仰の「公」「私」の腑分けと前者の介入、遺族の意向の階層性、靖国問題との連結といった論点がおおよそ出そろっている。そしてまた、判決・判断という、「信仰」をめぐる争いに対する一応の調整的結論が社会に伝えられていく過程のなかにも、宗教ならびに政教分離認識の規準が社会的に構築され浸透していくさまを看取することができるのである。

以上のような作業を、他の政教分離訴訟や靖国問題、宗教団体の政治活動の問題の場合などと重ね合わせていくことで、冒頭のような戦後日本社会における宗教についての認識の社会的信憑性の構築・浸透過程を解明できるものと考えられる。